

食べて応援しよう！

がんばろう！東北

東北の震災復興に向けた取組

平成23年11月26日

東北農政局

目 次

1. 震災復興に向けた取組	
(1) 東北の主な被災状況	1
(2) 農業・農村の震災復興に向けた取組概要	2
(3) 農地・農業用施設の復旧	
①農地・農業用施設の復旧の進め方	3
②東北管内の国が行う災害復旧事業（直轄災害復旧事業）の実施状況	4
(4) 年度ごとの営農再開可能面積	6
(5) 1次補正予算で措置した補助事業の活用状況	
①東日本大震災農業生産対策交付金	7
②被災農家経営再開支援事業	8
(6) 東日本大震災復興特別区域法案	
①東日本大震災復興特別区域法案における各復興計画の概要	9
②東日本大震災復興特別区域法案の枠組み	10
2. 震災復興の取組事例	
宮城県亘理町・山元町のいちご栽培復興への取組	11
被災農地における復興に向けた動き（宮城県仙台平野）	12
3. 放射能問題をめぐる現状	
(1) 米の放射性物質調査の進捗状況	13
(2) 汚染稻わら問題と牛肉の安全性確保対策	14
(3) 放射性物質を含む飼料・肥料の取扱い	15
(4) 農地土壤の放射性物質による汚染状況	16

1. 震災復興に向けた取組

(1) 東北の主な被災状況

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の農林水産関係被害は2兆円を超え、農地の流失・冠水面積は約2万haで宮城県はその約7割の1万4千haが流失・冠水した。

岩手県、宮城県では3割を超える農業集落が被害を受け、そのうち宮城県では2割が津波被害を受けた。

3県の地盤沈下変動量は岩手県陸前高田市の-84cmを最高に50cm前後の地盤地下となっている。

被災が大きい3県の被害額

10月26日現在

	被害額計			
	農業関係被害	水産関係被害	林野関係被害	
岩手県	4,842億円	594億円	3,974億円	274億円
宮城県	1兆2,280億円	5,194億円	6,853億円	139億円
福島県	3,732億円	2,436億円	829億円	466億円
3県計	2兆854億円	8,224億円	1兆1,657億円	880億円

資料：岩手県は9月16日県のHP公表資料。宮城県は10月20日県のHP公表資料。福島県は8月24日農林水産省のHP公表資料。

注：宮城県の合計金額には県所管施設の被害額93億円を含む。

農業被害のあった農業集落

単位：集落

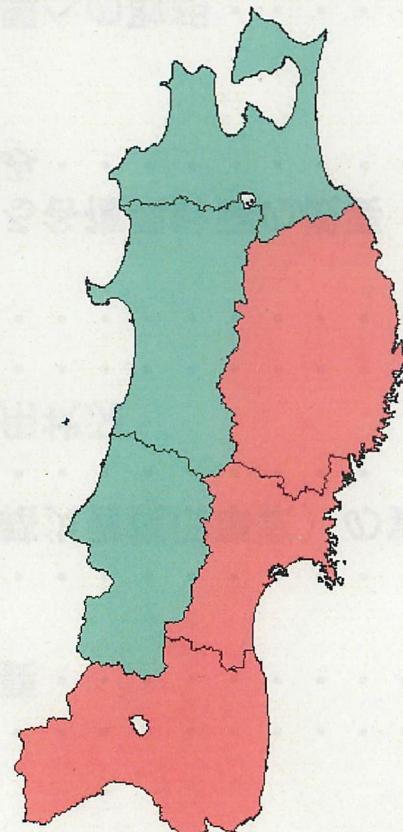
2010年世界農林業センサス時点	農業被害のあった農業集落		構成比	うち津波被害のあった農業集落	構成比
	構成比	あつた農業集落			
岩手県	3,652	1,300	35.6	269	7.4
宮城県	2,797	968	34.6	576	20.6

資料：「東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況」(平成23年9月)

津波により冠水し、がれきに埋
まった農地(宮城県仙台市)



がれきの堆積した幹線排水路
(宮城県名取市)



被災が大きい3県の流失・冠水面積

県名	流失・冠水等被害推定面積
岩手県	730 ha
宮城県	14,340 ha
福島県	5,460 ha
合計	20,530 ha

資料：「農業・農村の復興マスター プラン」
(平成23年8月)

3県の地盤沈下変動量

県	市町村名	変動量(cm)
岩手県	宮古市	-50
	下閉伊郡山田町	-53
	上閉伊郡大槌町	-35
	釜石市	-66
	大船渡市	-73
	陸前高田市	-84
宮城県	気仙沼市	-74
	本吉郡南三陸町	-69
	石巻市	-78
	東松島市	-43
	岩沼市	-47
	亘理郡亘理町	-20
福島県	相馬市	-29

(精度は約10cm)

資料：国土地理院「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う地盤沈下調査」

(2) 農業の復旧・復興（農業・農村の震災復興に向けた取組概要）

地震・津波による農業・農村の被害

農業生産基盤の破壊

用排水施設の流失、農地への
がれき・ヘドロの堆積、塩分蓄
積、地盤沈下など

農業生産機能の喪失

パイプハウス、農業資材、農業
機械、貯蔵・乾燥・調整施設等
の損壊・流失など

地域コミュニティ機能の崩壊

住居や集会所の流失、水路など
共同管理施設の流失、農業
生産組織の崩壊など

応急的復旧(第1次補正予算)

応急用ポンプ・仮堤防等の設置、
がれき・ヘドロ撤去、除塩の実施
(農地・農業用施設災害復旧事業等)

営農再開のための農業資材や共
同利用施設、機械等の導入
(東日本大震災農業生産対策交付金等)

復興組合による共同活動で
当面の所得を確保
(被災農家経営再開支援事業)

H23年に営農を再開

東日本大震災 復興特別区域法

新たな町づくりのため
の土地利用再編手続きを簡素化(復興整備
計画の策定)など

本格的復旧(第3次補正、H24年度予算)

用排水施設の本復旧、ほ場整備に
よる農地の利用集積と大区画化
(農地・農業用施設災害復旧事業等)

『経営再開マスターplan』の作成
("農地集積支援金"等の特別支援)
(地域農業経営再開復興支援事業)

生産・加工施設の整備、農家と食品産業事業者との連携支援等
により6次産業化の取組を推進(6次産業化先導モデル育成事業)

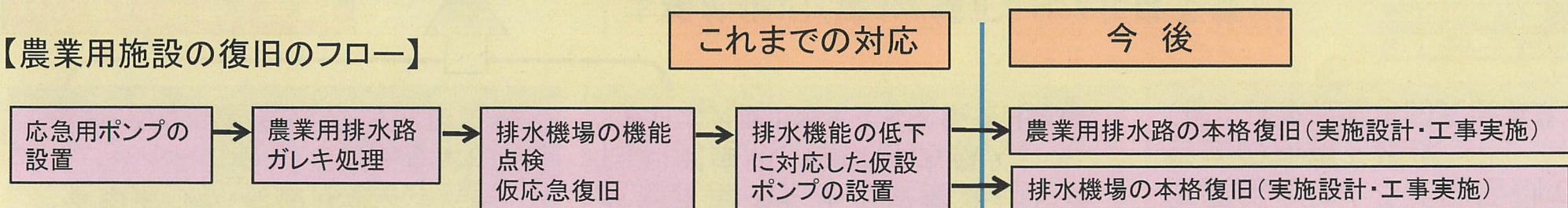
地域農業を担う経営体の営農再開、農業農村地域の復興

(3) 農地・農業用施設の復旧

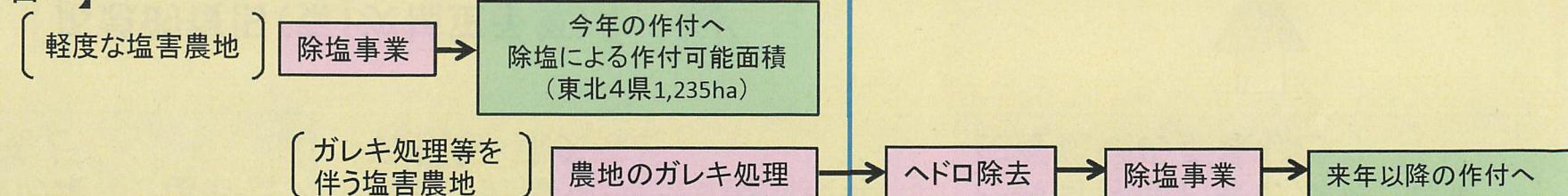
① 農地・農業用施設の復旧の進め方

- 沿岸部の農地・農業用施設は、津波により海岸堤防が破壊。ほとんどの排水機場の機能が停止。地盤沈下の影響も伴い地域の排水機能が大きく低下。
- 二次災害防止の観点から、排水路のガレキ撤去や排水機場の仮応急復旧、応急仮堤防の設置等を実施した上で、本格復旧（実施設計・工事実施）に移行。災害査定は12月末までに完了予定。

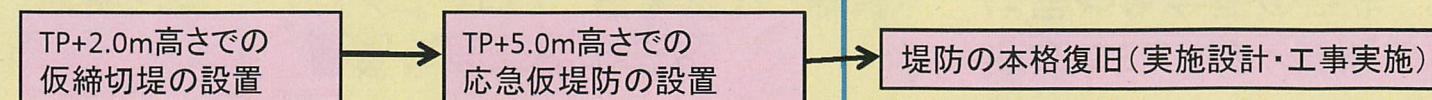
【農業用施設の復旧のフロー】



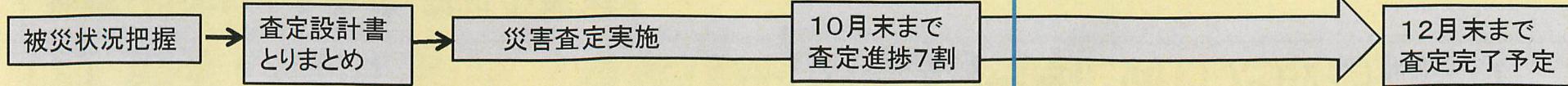
【農地の復旧のフロー】



【農地海岸の復旧のフロー】



【災害査定のフロー】



② 東北管内の国が行う災害復旧事業(直轄災害復旧事業)の実施状況

東北地方太平洋沖地震による直轄災害復旧事業は、現在全10地区(津波被災5・地震被災5)を計画・実施中

○地震被災地区

- ・4地区において直轄災害復旧事業費を決定し、来年の水稻作付再開に向け、ダム・パイプライン等の工事に着手
- ・河南地区についても今年度末工事完了に向け鋭意作業中

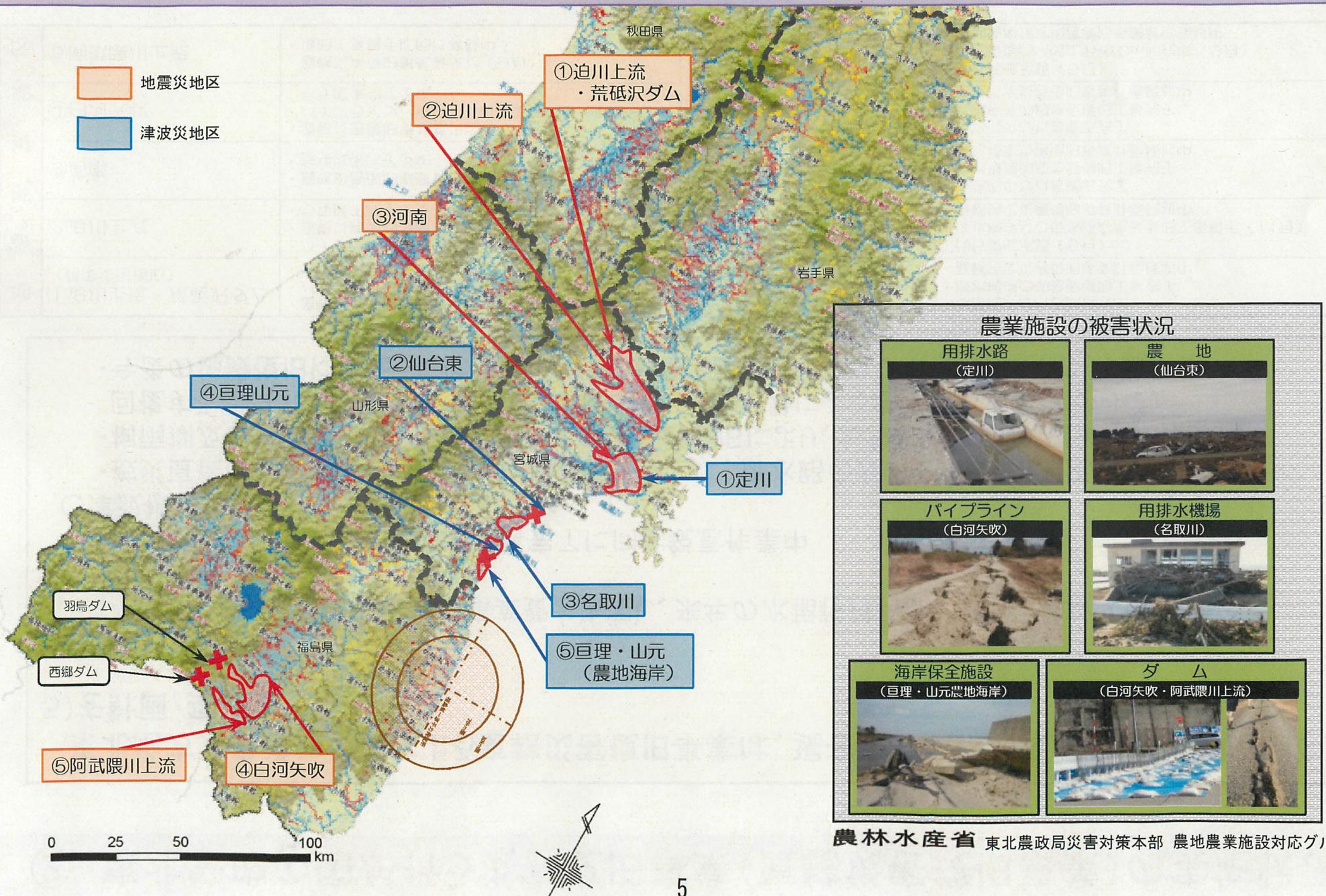
○津波被災地区

- ・被災直後に仮設ポンプにより内水排除するとともに、排水路のガレキ撤去により流路を確保
- ・梅雨期及び台風期に備え、被災ポンプの応急仮復旧により、おおむね従前の7割の排水能力を回復するとともに仮設ポンプを増設(これにより台風15号による湛水区域も数日で回復)
- ・今後の施設復旧に当たっては、市町の復興計画と整合を図りつつ本格復旧を開始する予定

地 震 被 災 地 区	①迫川上流・荒砥沢ダム (再度災害復旧)	・直轄災害復旧事業費決定(6月) ・パイプライン復旧工事着手(9月) ・今年度未完了予定	津 波 被 災 地 区	①定川	・水路内のがれき撤去完了 ・排水機場の応急仮復旧工事完了 ・直轄特定災害復旧事業計画検討中
	②迫川上流	・パイプライン応急仮復旧工事完了(4月) ・直轄災害復旧事業費決定(9月) ・今年度未完了予定		②仙台東 (特定代行)	・代行実施承認(8月) ・排水機場及び排水路応急仮復旧工事着手(11月) ・直轄特定災害復旧事業計画検討中
	③河南	・直轄災害復旧事業費決定(11月) ・今年度未完了予定		③名取川	・水路内のがれき撤去完了 ・排水機場の応急仮復旧工事完了 ・直轄特定災害復旧事業計画検討中
	④白河矢吹	・直轄災害復旧事業費決定(7月) ・パイプライン・羽鳥ダム復旧工事着手(7月～) ・今年度未完了予定		④亘理山元	・水路内のがれき撤去完了 ・排水機場の応急仮復旧工事完了 ・直轄特定災害復旧事業計画検討中
	⑤阿武隈川上流	・直轄災害復旧事業費決定(9月) ・復旧工事着手に向け準備中		⑤亘理・山元 (特定代行:農地海岸)	・代行実施承認(6月) ・応急仮堤防(盛土TP5.0m)完成(9月) ・農地海岸特定災害復旧事業計画検討中

直轄災害復旧事業決定地区

直轄災害復旧事業の位置図



(4) 年度ごとの営農再開可能面積

(岩手県及び宮城県) 平成24年度までに営農再開が見込まれる農地は、全体の約5割

(単位:ha)

	23年度	24年度	25年度	26年度	その他	計
岩手県	10	310	30	0	380※1	730
宮城県	1,220	5,430	5,410	1,970	310※2	14,340
計	1,230	5,740	5,440	1,970	690	15,070
割合	46%		36%	13%	5%	100%

※1 調査が未了の岩手県陸前高田市的一部分地域

※2 農地に海水が浸入している宮城県石巻市及び東松島市的一部分地域

(福島県) 平成24年度までに営農再開が見込まれる農地は、全体の約2割

(単位:ha)

	23年度	24年度	25年度	26年度	その他	計
福島県	60	610		2,670※3	2,120※4	5,460

※3 原子力災害の影響のため、現時点で25年度以降の作付け可能面積は区分不可能

※4 原子力発電事故に係る警戒区域の農地面積

【参考1】 3県合計

(単位:ha)

	23年度	24年度	25年度	26年度	その他	計
岩手県	10	310	30	0	380※1	730
宮城県	1,220	5,430	5,410	1,970	310※2	14,340
福島県	60	610		2,670※3	2,120※4	5,460
計	1,290	6,350	5,440	4,640	2,810	20,530
割合	37%		26%	23%	14%	100%

※1 調査が未了の岩手県陸前高田市的一部分地域

※2 農地に海水が浸入している宮城県石巻市及び東松島市的一部分地域

※3 原子力災害の影響のため、現時点で25年度以降の作付け可能面積は区分不可能であり、計は25年度を0ha、26年度を2,670haとして計算

※4 原子力発電事故に係る警戒区域の農地面積

【参考2】 以上の面積から、※1、※2、※3、※4の面積(合計約5,480ha)を除いた場合、合計面積は以下のとおりとなる。 (単位:ha)

	23年度	24年度	25年度	26年度	計
3県面積	1,290	6,350	5,440	1,970	15,050
割合	51%		36%	13%	100%

6

〔 本面積は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を国として県、市町村に示すものであり、今後、県、市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら確定するもの。また、大区画化等の区画整理を実施する地区については、別途地域の合意形成を進めながら進めていく必要。 〕

(5) 1次補正予算で措置した補助事業の活用状況

① 東日本大震災農業生産対策交付金

農業生産関連施設の復旧、農業機械等の導入、生産資機材の購入及び土壤分析・指導活動等について都道府県向け交付金として支援。【予算額:341億円】

〈支援内容〉

整備交付金



改修・補修、再編、撤去等幅広い施設等を対象

- ・穀類乾燥調製貯蔵施設
- ・鳥獣被害防止施設
- ・乳業施設
- ・再生可能エネルギー共有施設
- ・集出荷施設
(上記施設において、老朽化した設備の機能高度化も対象)
- ・農業研修教育施設

推進交付金



- ・共同利用農業機械等の導入、メンテナンス等
- ・営農再開に必要な肥料、農薬、ハウス資材の購入
(資材購入について、24年度営農再開に向けた資材の購入も可能)
- ・放射能物質の吸収抑制資材の施用
- ・土壤分析、相談・指導等の普及活動

〈取組状況(10月末現在)〉

〈要望額〉管内443件、約56億円
(うち予算配分済 399件 約48億円)
☆本交付金は4/1以降の取組にも遡って予算措置可能
➡ 予算配分未了地区でも既に事前着手の場合もある。

〈主な事業要望〉

整備交付金: 穀類乾燥調製貯蔵施設の補修、園芸集出荷施設の整備等(265件、約37億円)
推進交付金: トラクタの導入、野菜・水稻等の生産資機材の購入等(178件、約19億円)

※10月以降、運用の明確化を図り、引き続き支援を実施

② 被災農家経営再開支援事業

- 東日本大震災で被災した農地の再生を目指す東北管内の地域農業復興組合について、27市町村において、設立の検討が行われ、うち24市町において、89の復興組合が実際に設立されたところ。

**被災農家経営再開支援事業(1次補正予算)【予算額 52.2億円】
(3次補正予算)【予算額 20.6億円】**

東日本大震災に係る復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払い。

○○○は、既に復興組合が設立されている市町村

○○○は、復興組合の設立に向けた検討が行われている市町村



※ 農林水産省聴き取り(11月17日現在)

水田作物・野菜・果樹支援単価

宮農の種類	支援単価
水田作物(稻、麦、豆、飼料作物等)	3.5万円/10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)

注:単価の()内は公共事業によらず、自力で施設の撤去等を行う場合

畜産支援単価

家畜の種類	支援単価	家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭	肉用牛 (育成経営)	10,500円～ 13,200円/頭
肉用牛 (繁殖経営)	182,200円/頭	豚(繁殖豚)	22,400円/頭
肉用牛 (肥育経営)	21,700円～ 59,000円/頭	鶏(採卵鶏)	12,000円/千羽

経営再開に向けた復旧作業(例)



(6) 東日本大震災復興特別区域法案

① 東日本大震災復興特別区域法案における各復興計画の概要

- 復興特別区域での規制・手続き等の特例、税・財政・金融上の支援を実施。
- 地方公共団体の取組みにワンストップで総合的な支援を行う仕組みを構築。

復興特別区域基本方針(閣議決定)

復興推進計画 (特区)

(特定被災区域の市町村
又は県が作成)

- ・規制、手続の特例
- ・税制、金融上の支援
- ・漁業権の免許特例
- ・建築基準法の特例
- ・農地法等(食料供給等施設)の特例
- ・課税の特例
- ・復興特区支援利子補給金の支給 等

復興整備計画 (まちづくり)

(特定被災区域内の市町村(県との共同作成も))

- ・津波被災地域等における土地利用再編の特例
- ・都市計画法・農地法の許可基準の緩和
- ・ゾーニング、許可、事業計画のワンストップ特例
- ・復興一体事業(住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業)の創設
- ・建築行為の届出・勧告
- ・農用地区域の除外の厳格化 等

復興交付金事業計画

(特定被災区域の市町村
(県との共同作成も))

- ・財政上の支援

・復興交付金の支給

対象事業

- ・土地区画整理事業
- ・集団移転促進事業
- ・土地改良事業
- ・漁港漁場整備事業 等

②東日本大震災復興特別区域法案の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

復興特別区域基本方針
(閣議決定)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成
民間事業者等の提案が可能
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
土地利用の再編に係る特例許可・手續の特例等を受けるための計画

復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣の認定

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

内閣総理大臣に提出

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手續のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の創設

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・使途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続きの簡素化

特例の追加・充実

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続きの特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

2. 震災復興の取組事例

宮城県亘理町・山元町のいちご栽培復興への取組 ～クリスマス向け出荷を目指して～



◆東北最大のいちご産地である亘理町と山元町では、津波により、栽培面積(96ha)の95%が被災

◆産地の復興に向けて、関係機関が一丸となって、クリスマス向け出荷を目指した営農再開への取組を支援

- ①畠地の除塩実証試験や地下水塩分のモニタリング調査を実施
- ②苗（約140万本）は、県内のほか栃木県（51万本）から無償で提供を受けて育苗
- ③既存ハウスの補修のほか、耕作放棄地を代替地として整地し、ハウス（2.4ha）を新設

◆被災前の約2割の面積で営農再開

◆更なる産地復興を目指した取組

- ①両町では、土地利用ゾーニングの検討・調整
- ②JAでは、農家の営農意向調査を継続実施

①除塩対策、用水確保



除塩実証試験



地下水の水質調査

②苗の確保・育苗



栃木県からの苗の提供



ハウス内の育苗

③代替地の確保、パイプハウスの整備

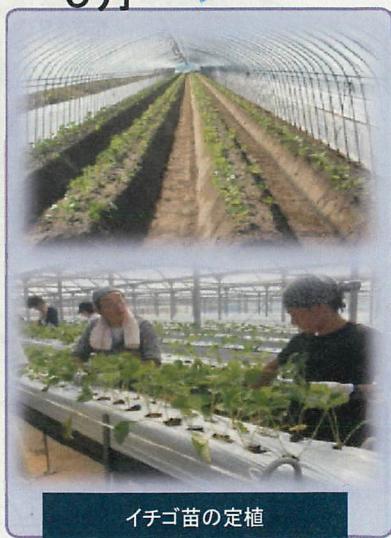


耕作放棄地の整地



パイプハウスの整備

9月



イチゴ苗の定植

12月

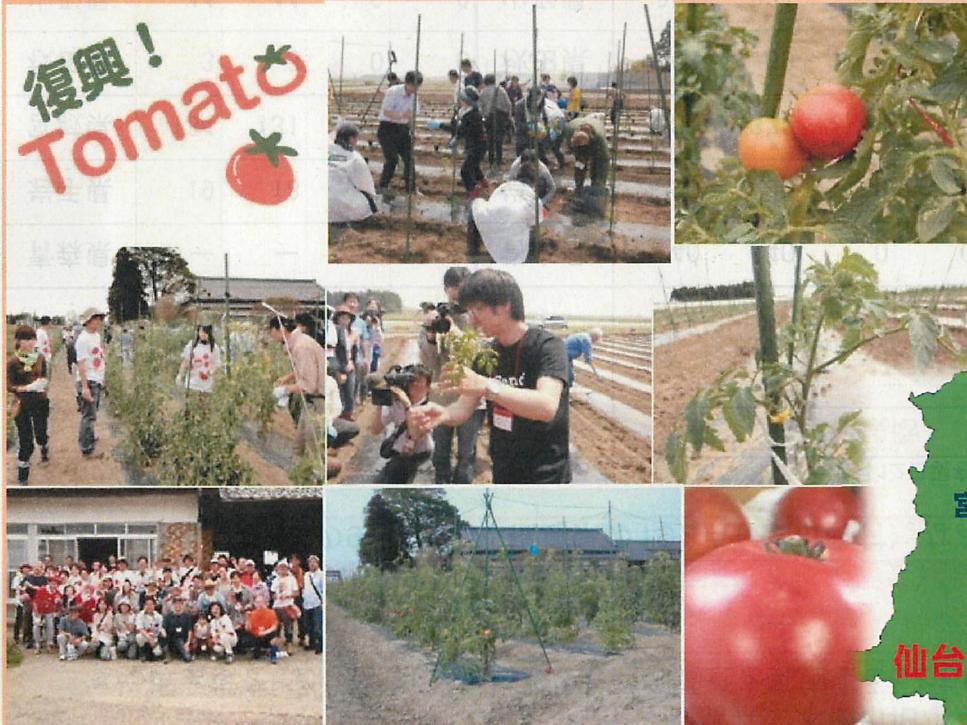


クリスマス向け出荷へ

被災農地における復興に向けた動き（宮城県 仙台平野）

4,700haに及ぶ広域の優良農地が被災した仙台平野（仙台市、名取市、岩沼市）では、多様な主体と被災農家が一体となって復興へ向けた取組を展開中。

復興につなげる「塩トマト」栽培（岩沼市）



東北コットンプロジェクト（仙台市、名取市）



- 岩沼市では、農地の復興につなげる取組として、塩害農地で塩分に強い「塩トマト」を栽培（20アール）。
- トマトの定植（6月）や収穫作業（8月）には、農家のほか首都圏のボランティア（延べ100名）など多様な主体が参画。
- 収穫されたトマトは「復興トマト」と名付けられ、都内で無償配布。

- 被災農家が耐塩性が高いとされる「綿」の栽培（約1.2ha）に挑戦。
- 津波をかぶった水田で栽培した綿花でオリジナル商品を製造・販売する計画。
- 綿製品の製造や販売を本業とするアパレル関連企業が紡績、商品化、販売を行うことで復興を支援。

3. 放射能問題をめぐる現状

(1) 米の放射性物質調査について

玄米の放射性物質調査結果

予備調査（収穫前段階）

☆ 管内123市町村、602地点で調査を実施。福島県二本松市旧小浜町の1地点(500Bq/kg)で一定基準200Bq/kgを超過したため、本調査において二本松市全域を「重点調査区域」に設定し詳細調査を実施とともに、二本松市ほか10市町村で予備調査を追加実施(結果は全て200Bq/kg未満)。

本調査（収穫後段階）

☆ 管内6県215市町村、1,985地点で調査を実施。すべて暫定規制値を下回り、全域で出荷自粛を解除。放射性セシウム(暫定規制値未満)が検出されたのは、宮城県の9点(3市)、福島県の192点(21市町村)。なお、最大値は、福島県二本松市旧小浜町の470Bq/kg。

■玄米の放射性物質調査結果の概要(予備調査、本調査)

10月12日現在

県名	予備調査(収穫前段階)				県名	本調査(収穫後段階)			
	調査点数	検出せず	200Bq/kg以下	200Bq/kg超		調査点数	検出せず	500Bq/kg以下	500Bq/kg超
青森県	—	—	—	—	青森県	40	40	0	0
岩手県	19	18	1	0	岩手県	90	90	0	0
宮城県	134	131	3	0	宮城県	381	372	9	0
秋田県	3	3	0	0	秋田県	69	69	0	0
山形県	44	44	0	0	山形県	231	231	0	0
福島県	449	332	116	1	福島県	1,174	964	210	0
当初計画	402	306	95	1	その他区域	886	741	145	0
追加実施	47	26	21	0	重点調査区域	288	223	65	0
計	649	528	120	1	計	1,985	1,766	219	0

(※注)：上表には、福島県で実施された「早期出荷米」の調査を含んでいない。なお、早期出荷米の調査結果は、101点全て暫定規制値以下。

◎[暫定規制値を超えた玄米への対応] (福島市大波地区)

- ・ 11月14日、福島市大波地区(旧小国村)産の玄米を、JAが簡易分析器で検査した結果、暫定規制値を超過。
- ・ 福島県で分析した結果、放射性セシウム630Bq/kgを検出。県は直ちに、玄米の出荷自粛を要請(11月16日公表)。
- ・ 11月17日、原子力災害対策本部長から福島県知事あて、米の出荷制限(福島市(旧小国村の区域に限る))を指示。
- ・ 県は、福島市大波地区全農家154戸を対象に聞き取り調査を行った結果、一般消費者へは販売されていないことを確認。
また、大波地区等で生産された米及び土壌等の調査を実施中。

米の副産物等の取扱い(農林水産省通知)

- 米ぬかについては、玄米中の放射性セシウム濃度に対する米ぬか中の同濃度比が得られるまで、県等が自ら米ぬかの検査を行い、精米所を特定するなど適切な取扱いを求める通知を発出(9月16日付)
- もみ殻については、玄米中の放射性セシウム濃度に対するもみ殻中の同濃度比を「3」と設定する旨の通知を発出(9月30日付)
- 稻わらについては、県が行う検査結果をもとに利用を判断することを求める通知を発出(9月30日付)
- 飼料利用米のうち、もみ米は、玄米中の放射性セシウム濃度に対するもみ米中の同濃度比を「1.5」と設定する旨の通知を発出(10月6日付)

(2) 汚染稻わら問題と牛肉の安全性確保対策

- 農林水産省は、3月19日に原発周辺県に対し、事故前に収穫し、屋内に保管した飼料を給与にするよう通知するとともに、4月14日に粗飼料中の放射性物質の目安（暫定許容値）を決定。
- 汚染稻わらを給与した可能性のある出荷牛については、牛肉の流通調査、放射性物質調査を実施。暫定規制値を超過した牛肉は、すべて買い上げ・廃棄処分。
- 福島、宮城、岩手及び栃木の4県については、牛の出荷制限を指示。全頭検査等の安全管理体制を整えたのち、順次出荷を再開。

原発事故後の家畜の飼養に関する通知

- 3月19日、原発周辺県に対して、飼料・水・飼養場所等の注意事項（飼料については、事故前に収穫し、屋内に保管したものを使うようにすること）を通知。
- 4月14日、生産した肉・乳が食品衛生法の暫定規制値を超えないようするための粗飼料中の放射性物質の目安（暫定許容値：300Bq/kg）を通知。
- 8月19日、汚染稻わらの当面の保管・移動について通知（暫定許容値を超える稻わらの着色・封印、8,000Bq/kg以下のものは一般廃棄物として埋却等により処分 等）
- 8月25日、8,000Bq/kg以上の稻わらの隔離一時保管について通知（保管場所、線量の測定、地下水汚染及び飛散の防止、放射線の遮へい等について）

稻わら・牛肉の流通調査・放射性物質調査

平成23年11月21日現在

汚染稻わら

- 福島、宮城、岩手、茨城、栃木の5県で原発事故後に飼料として稻わらを収集
- 一部は県外流通（特に宮城県産は広域に移出）

肉用牛農家

- 16道県、324戸で汚染稻わらを使用
- 汚染稻わらを給与した可能性のある牛の出荷頭数4,796頭

牛 肉

- 汚染稻わらを給与した可能性のある牛の肉は46都道府県に流通
- 1,603頭の牛肉を検査実施
- 105頭(6.6%)については、暫定規制値を超過。その他は暫定規制値以下

原子力災害対策本部が検査を指示している自治体

牛の出荷制限が指示された自治体

福島県 宮城県
岩手県 栃木県

出荷制限が指示された自治体に隣接する自治体

茨城県 群馬県 千葉県 神奈川県
青森県 秋田県 山形県 新潟県
長野県 埼玉県 東京都 山梨県 静岡県

全頭・全戸検査

各県とも全戸検査の2頭目以降の検査も行うなど、実質全頭検査を志向

モニタリング検査

多くの県は、県内と畜分の全頭検査などを独自に上乗せ

備考:①囲んだ道県は、汚染稻わらを給与した等の17道県に含まれる自治体
②この他に、食肉卸売市場、民間事業者による自主的な検査も実施中

(3) 放射性物質を含む飼料・肥料の取扱い

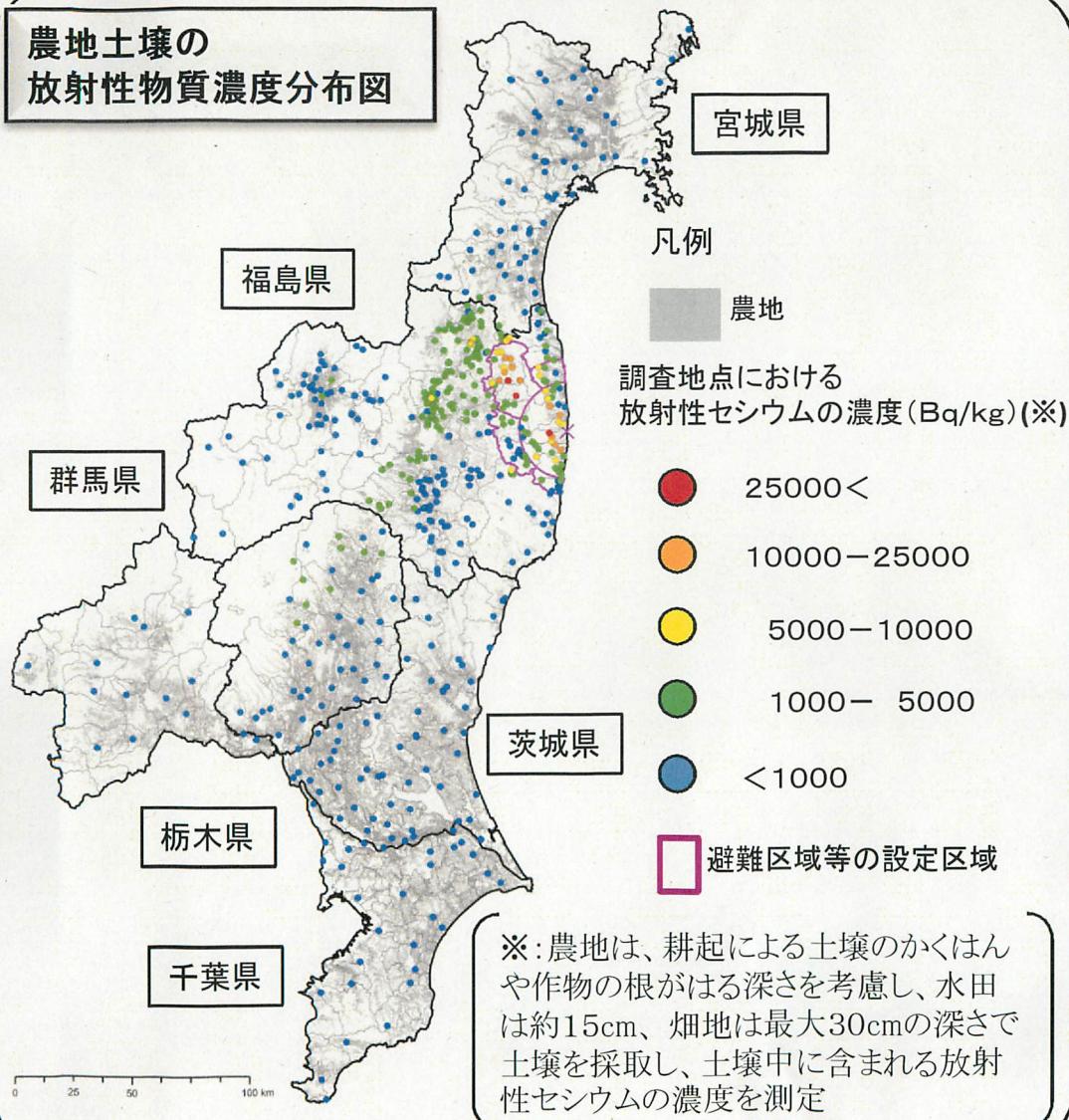
- 6月16日、原子力災害対策本部は、放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方を取りまとめた。
- 6月23日、環境省は、放射性物質により汚染された福島県内の災害廃棄物の処理方針を取りまとめた。
(6月28日以降、福島県以外にも適用。8千～10万Bq/kg以下の焼却灰等の処理方針を取りまとめた。)
- 8月1日、農水省は、農地土壤の汚染拡大の防止と食品衛生法上問題のない農畜水産物を確保するため、**飼料や肥料等の放射性セシウムの暫定許容値を設定し、暫定許容値を超えたものは 使用・出荷を制限。**

放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方【概要】 (セシウム134及び137の合計濃度)	放射性物質により汚染された災害廃棄物の処理方針【概要】 (セシウム134及び137の合計濃度)	飼料及び肥料等の放射性セシウムの暫定許容値										
<p>・10万Bq/kg超 放射線を遮蔽できる施設で保管</p> <p>・8千～10万Bq/kg以下 濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、一般廃棄物最終処分場に仮置き</p> <p>・8千Bq/kg以下 一般廃棄物最終処分場での埋立処分が可能</p>	<p>・10万Bq/kg超 放射線を遮蔽できる施設で保管</p> <p>・8千～10万Bq/kg以下 焼却灰をセメントで固化した上で、①～③のいずれかの方法により一般廃棄物最終処分場での埋立処分が可能 ①隔離層の設置による埋立て ②長期間の耐久性のある容器による埋立て ③屋根付き処分場での埋立て なお、埋立て場所の下部には土壤層(厚さ50cm程度)を設置する。</p> <p>・8千Bq/kg以下 一般廃棄物最終処分場での埋立処分が可能</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>暫定許容値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 飼料</td><td></td></tr> <tr> <td>①牛・馬・豚・家きん等用飼料 (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)</td><td>300Bq/kg</td></tr> <tr> <td>②養殖魚用飼料 (製品重量)</td><td>100Bq/kg</td></tr> <tr> <td>(2) 肥料・土壤改良資材・培土 (製品重量)</td><td>400Bq/kg</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 暫定許容値を超えた飼料、肥料及びその原料の保管・処理場所の確保については、政府全体で検討。</p> <p>・暫定許容値を超える稻わらについてはスプレー着色のうえブルーシートで覆い封印し清浄な稻わら等と明確に区分管理。</p> <p>・8千Bq/kgを超える稻わらは隔離一時保管を行い、保管状況を記録。 なお、8千Bq/kg以下の稻わらで、生産されたほ場が明らかなものは、当該ほ場に還元施用可能。</p> <p>(23.8.19付け及び23.8.25付け畜産振興課長等通知(23生畜第1208号、23生畜第1278号))</p>		暫定許容値	(1) 飼料		①牛・馬・豚・家きん等用飼料 (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)	300Bq/kg	②養殖魚用飼料 (製品重量)	100Bq/kg	(2) 肥料・土壤改良資材・培土 (製品重量)	400Bq/kg
	暫定許容値											
(1) 飼料												
①牛・馬・豚・家きん等用飼料 (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)	300Bq/kg											
②養殖魚用飼料 (製品重量)	100Bq/kg											
(2) 肥料・土壤改良資材・培土 (製品重量)	400Bq/kg											

(4) 農地土壤の放射性物質による汚染状況

- 農地の除染など今後の営農に向けた取組を進めるため、文部科学省及び関係県と協力し、約580地点のデータに基づき農地土壤の放射性物質濃度分布図を作成(8月30日)

農地土壤の放射性物質濃度分布図



本分布図の作成により
明らかになった点

- 避難区域等の設定区域外で5000 Bq/kg 以上となった調査地点は福島県において9地点(地目はすべて畠)。
- 放射性セシウム濃度が5000 Bq/kg 以上の農地は約8300 ha と推計。

今後の取組

高い濃度を示した調査地点の周辺の地域等については、現在の調査地点を拡大して、平成23年度中に約3000地点を目標に放射性セシウム濃度を測定し、本分布図を精緻化していく

※ 5000 Bq/kg : 水田の土壤から玄米への放射性セシウムの移行の指標(0.1)を前提として、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値(500 Bq/kg)以下となる土壤中放射性セシウム濃度の上限値